

日医発第 71 号 (医経)

令和 5 年 4 月 5 日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の一般診療所（無床）等への
融資基準となる令和 5 年度診療所数調について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、別添の通り、一般診療所（無床）及び歯科診療所の融資基準となる令和 5 年度診療所数調の結果を公表する旨連絡がありましたので、貴会におかれましてもご了知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年4月3日

日本医師会会長様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部事業統括課

令和5年度診療所数調について（連絡）

当機構の業務につき、平素よりから格別のご配慮を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、一般診療所（無床）及び歯科診療所の融資基準となる標記調査結果につきましては、当機構ホームページ（下記参照）にてご確認いただきますようお願いいたします。
なお、令和5年4月1日から令和6年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。

●診療所数過不足検索

- ・分かり易さを重視し、過不足状況は○×で表記。
- ・当機構ホームページの「医療貸付事業」のトップページに、「診療所数過不足検索」としてリンクが貼られています。
- ・診療所数過不足検索のURL

<https://www.wam.go.jp/hp/guide-iryokashitsuke-iryokasitsuke-tabid-172/>

- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」については、診療所充足地域においても新築資金のご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師が、医師少数区域等において開設する際の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。